



国民健康保険税率が改正されます

問 保険年金課 Tel 22-3506

被保険者数の減少、高齢化の進行や医療の高度化により1人あたりの医療費が増加傾向にある等、現在市の国民健康保険の財政は、収入よりも支出が多い状況が続いています。

和歌山県では、県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税とする県内統一を令和12年度を目指しており、各市町村ごとに「標準保険税率※」が示されています。市ではこれまで、市の国民健康保険財政調整基金を活用しながら保険税率の引き上げを据え置いてまいりましたが、現在の市の保険税率は、「標準保険税率」と差があり、段階的に合わせていく必要があります。そのため、県内統一に向け、市でも令和8年度の保険税率を一部引き上げることとなりました。

なお、今回から「子ども・子育て支援金制度」によるご負担をお願いします。この制度は、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みで、支援金は児童手当の拡充などに充てられます。

将来にわたって国民健康保険を安心してご利用いただくため、ご理解とご協力をお願いします。

※「標準保険税率」とは、和歌山県が示す国保財政運営のために本来必要な保険税の目安です。

※保険税決定の通知書は、7月頃に発送します。

【有田市国民健康保険税率の改正内容】

		令和7年度 (改正前)	令和8年度 (改正後)	増加率
医療分	所得割	7.2%	7.8%	0.6%増
	均等割	25,200円	27,600円	2,400円増
	平等割	24,000円	24,000円	変更なし
後期高齢者支援金分	所得割	2.4%	2.6%	0.2%増
	均等割	8,400円	9,200円	800円増
	平等割	7,200円	7,200円	変更なし
介護分（40歳～64歳）	所得割	2.2%	2.4%	0.2%増
	均等割	8,400円	9,200円	800円増
	平等割	7,200円	7,200円	変更なし
子ども・子育て支援金分	所得割	/	0.3%	新設
	均等割		1,118円	
	18歳以上均等割※		73円	
	平等割		766円	

※18歳以上均等割・・・18歳未満被保険者については均等割が賦課されません。その分については、18歳以上被保険者に18歳以上均等割として賦課されます。

おしらせ

後期高齢者医療制度
保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率等が決定しました。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と、所得に応じた決まる所得割額の合計額となります。

今回より、「子ども・子育て支援金制度」による負担（子ども分）をお願いします。この制度は、社会保障全般の将来像もふまえ、全世代で支え合う仕組みとして創設されたもので、国の「子ども未来戦略」に基づく少子化対策（児童手当の拡充等）に充てられます。

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8・9年度（年間）	医療分 58,748円	10.36%	850,000円
	子ども分 1,385円	0.25%	21,000円
【参考】令和7年度	54,428円	11.04%	800,000円

※子ども分の保険料率は令和8年度の料率で、令和9年度の保険料率は令和8年度に算定します。

電話の通話録音について

市では、行政サービスの向上と職員が安心して働ける職場環境整備を目的として、5月1日（金）から市役所庁舎において、外線電話の録音を行います。市役所庁舎へ電話をかけると、通話が録音される旨のアナウンスが流れた後、電話がつながります。また、市役所庁舎から電話した場合には、アナウンスは流れませんが通話は録音されます。なお、録音データは法令に基づき適正に管理します。

小・中学生への修学旅行費補助金

補助金額 小学生 3万5千円/人
中学生 7万円/人

対象 ①市内の小中学校に在籍する児童生徒
②市内在住で市外の小中学校に在籍する児童生徒

申請 ①市内の小中学校に在籍する場合
学校を介して補助されるため、個人での申請は不要ですが、委任状（学校より配布）の提出が必要です。

②市外の小中学校に在籍する場合
個別に申請する必要があります。対象の方には申請書を送付します。

自衛官募集事務に係る対象者情報の提供を希望されない方へ

市では、法令の規定に基づき、防衛大臣及び自衛隊和歌山地方協力本部からの募集対象者情報の提出依頼に対して、該当年度に18歳・22歳になる方の情報（氏名、住所）を提供しています。情報提供を望まない方は、除外申請の手続きをしていただくことと除外されます。

対象 市に住民登録をしている日本国籍の方のうち、
・令和8年度に18歳になる方（平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ）
・令和8年度に22歳になる方（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ）

申請方法 市民課窓口または郵送
申込み 5月20日（水）まで
※土日祝除く
※詳しくはホームページをご覧ください。

個人向け太陽光発電設備・エネファーム設置事業補助金の受付開始
対象 自ら所有し、居住する市内の戸建ての専用住宅に補助対象設備を設置する方で、12月25日（金）までに設置工事が完了し、補助金交付に係る必要書類を提出できる方

補助条件
・県が実施する説明会を受けた事業者によって設置されるものであること
・他の補助金を得て設置する者ではないこと
・市町村民税を完納されていること など

補助対象設備・補助金額

補助対象設備	補助金額	上限額
太陽光発電設備	7万円/kW	35万円
蓄電池	蓄電池の価格の1/3	47万円
コージェネレーションシステム（エネファーム）	コージェネレーションシステムの価格の1/2	30万円

※太陽光発電設備と蓄電池は同時設置が必要です。

申込み 5月22日（金）～11月30日（月）
※設置者本人または同居される家族が生活環境課までお越しください。
※申請書提出後、交付決定を受けてから着工してください。
※予算に達し次第終了します。
※詳しくはホームページをご覧ください。

申請 生活環境課 Tel 22-3565

令和8年度

軽自動車税（全期）

納期限は6月1日（月）です。

なお、令和8年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

問 保険年金課 Tel 22-3504
和歌山県後期高齢者医療広域連合
Tel 073-428-6080

申請 教育総務課 Tel 22-3758